

介護老人保健施設ライブリィきぬかけ・通所リハビリテーション 運営規程

(介護予防通所リハビリテーション事業)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人七野会が運営する介護老人保健施設ライブリィきぬかけ（以下「事業所」という。）が行う介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が利用者の社会的な孤立感の解消及び心身機能の維持・改善並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要支援状態にある高齢者に対し、適正で効果的な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の職員は要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の支援、その他日常生活上の支援及び機能訓練を行う。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 上記の他「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令第35号、平成18年3月14日付）」「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成25年1月9日京都市条例第39号）の具体的取り扱いを遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 月～土曜日の事業実施地

施設名	介護老人保健施設ライブリィきぬかけ
事業の名称	介護予防通所リハビリテーション
所在地	京都市北区大北山乾町127-1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

	員数
管理者	1名（兼務）
医師	1名（兼務）
看護職員	1名以上
介護職員	8名以上

理学・作業療法士・作業療法士	1名以上（兼務）
----------------	----------

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検査、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (5) 理学療法士・作業療法士は、入所サービス利用者及び短期入所療養介護利用者のリハビリテーションプログラムを作成するとともに、通所リハビリテーション利用者に対し、利用者の自宅に赴き、通所リハビリテーション計画の作成・変更を行うほか、機能訓練の実施に際し指導・評価を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 介護予防通所リハビリテーション事業所の営業日及び営業時間は、社会福祉法人七野会職員就業規則に準じて定めるものとする。

(1) 営業日：月曜日～土曜日（1月1日～1月3日は休日とする）

(2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分

サービス提供時間：①午前9時30分から午後4時

②午前9時30分から午後12時30分

③午後1時から午後4時

(利用定員)

第6条 事業所はその利用定員は40人とする。

(介護予防通所リハビリテーション計画の作成など)

第7条 介護予防通所リハビリテーションの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に介護予防通所リハビリテーション計画を作成する。又、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った介護予防通所リハビリテーション計画を作成する。

- 2 介護予防通所リハビリテーション計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。また、当該介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付するものとする。
- 3 利用者に対し、介護予防通所リハビリ計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。又、介護予防サービス計画及び介護予防通所リハビリテーションサービスの変更にともなって、介護予防通所リハビリテーション計画の変更をおこない、利用者又は家族に対して、同意を得るとともに、その計画書を交付する。

(介護予防通所リハビリの内容)

第8条 介護予防通所リハビリテーション内容は次のとおりとする。

(1) 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

(2) 食事サービス

利用者の心身の状況に応じた、栄養バランスのとれた食事を提供する。

(3) 日常生活上の支援

利用者の心身の状況に応じ、移動、排泄などの支援を、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

(4) リハビリテーション

利用者の心身の機能維持回復を図るために、機能訓練等を実施する。

(5) 健康管理

事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに健康保持のための適切な措置をとる。

(6) 相談及び援助

常に利用者の心身の状況並びに家族の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助などを行う。

(7) 送迎サービス

心身の状態、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行う。

(利用料など)

第9条 介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準額によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、その利用者から利用料の一割の支払いを受けるものとする。

(1) 上記利用料のほか、次に掲げる費用については別表に定める額を利用者から徴収するものとする。

①通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用

②昼食代

③おやつ代

④日用品費

⑤教養娯楽費

⑥その他介護予防通所リハビリテーションの提供に当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者負担に相当と認められる費用

(2) (1)に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び金額に関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 京都市北区・上京区全域、中京区の丸太町通以北の地域、右京区の丸太町通以北・府道29号以南・国道162号線以東の地域

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者はサービスを利用するにあたり、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 利用料の支払いその他、サービスを受けるに当たっての規定を守ること。
- (2) 秩序、風紀を乱し、安全・衛生を害することを行ってはならない。
- (3) 感染症その他の伝染のおそれのある疾病に罹患した場合、医師の許可がでるまで利用を停止する。
- (4) 利用者が故意又は重大な過失により施設の設備などに損害を与えたときには、その支払い能力に応じて弁償させるものとする。
- (5) 利用中の事故などについては、双方の話し合いをもって解決を図るものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱うものとする。

- 2 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(緊急時の対応方法)

第13条 職員は、介護予防通所リハビリテーションの実施中に、利用者の病状に急変、その他の緊急態が生じたときは、家族に報告するとともに、すみやかに主治医に連絡するなどの措置を講じ、管理者に通告しなければならない。

- 2 利用者に対する介護予防通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事項が発生した場合は、速やかに家族、地域包括支援センターと調整し、「緊急時及び事故対応マニュアル」に沿って誠実に対応するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行う。また必要な場合には損害賠償を速やかに行うものとする。
- 3 サービス提供中に事故等が発生した場合には、速やかに京都府、京都市に報告する。

(非常災害対策)

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、施設の管理職の中から1名を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充て、各室等に明示する。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるために、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、防火訓練を実施する。
 - ①防火教育及び訓練（消火・通報・避難） 年2回以上
 - ②利用者を含めた総合避難訓練 年1回以上

③非常災害用設備の使用方法的徹底 随時

④必要に応じ、隣接する他の施設と共同した訓練を実施する

(7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(虐待の防止)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるとともに、適切に実施するための担当者を置くものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(その他、運営に関する留意事項)

第16条 事業者は、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。職員は「社会福祉法人七野会 研修制度要綱」に基づく制度研修および、年1回以上の研修を行うものとする。

2 職員は就業規則に基づき業務上知り得た秘密を保持する。この守秘義務は退職後も同様とする。

3 食事・レクリエーション等の提供するサービス内容について、連絡ノートや行事のお知らせ、サービス計画書の交付などによって、日常的に利用者本人及び家族に周知するものとする。

4 事業所はサービス提供の記録を5年間保管し、利用者、家族の求めに応じて閲覧可能な状態にしておくものとする。

5 利用者、家族、関係機関等より苦情の申し出があった場合には「苦情への対応に関する実施要綱」に基づいて誠実に対応するものとする。長期にわたり解決しない苦情については京都市に報告するものとする。また、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合、市町村又は国民健康保険団体連合会より求めがあったときには、改善の内容を報告するものとする。

6 事業所は利用者の意思を尊重し、統一した援助目標でサービス提供を行えるよう利用者・家族の承諾の下、サービス提供上必要な連携を行う。

7 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人七野会が定めるものとする。

(付則)

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

一部改定	平成19年4月1日	一部改定	平成26年1月21日
一部改定	平成20年4月1日	一部改定	平成27年4月1日
一部改定	平成21年4月1日	一部改定	平成30年4月1日
一部改定	平成22年4月1日	一部改定	令和3年4月1日
一部改定	平成23年4月1日	一部改定	令和5年4月1日

ライブリィきぬかけ通所リハビリ

(介護予防通所リハビリ事業)

運営規定料金表

令和5年4月1日付

項目		金額	内容
昼食代		600円	管理栄養士による栄養管理のもと食事提供
おやつ代		100円	日替わりのおやつ
日用品費		150円	石鹸・おしぼり・タオル等
教養娯楽費		100円	行事・レクリエーション等の材料等
喫茶代	1杯分	50円	コーヒー・紅茶・ジュース等
夕食持ち帰り弁当	セット	700円	ごはん・おかずのセット
	おかずのみ	600円	ごはん不要の場合
理美容(散髪)代	カット	2310円	月に2~3回実施 5日前までに申し込み (パーマ・カラー・ヘアマニキュア代に カット代は含まれておりません)
	シェービング	660円	
	シャンプー	660円	
	ブロー	660円	
	パーマ	4180円	
	ヘアカラー	4180円	
	ヘアマニキュア	4180円	
	ベッドカット	2750円	
紙パンツ・パット代	紙パンツ(S)	56円	持参分が足りない場合 *まとめた販売はしておりません
	紙パンツ(M)	62円	
	パット	12円	
区域外送迎料		1kmあたり30円	通常の実施範囲を超えた地点から計算